

令和5（2023）年度第1回みよし市公平委員会

議事録

日時 令和5（2023）年8月29日（火）

開会 午前10時

閉会 午前11時

場所 市役所5階特別会議室

出席者（公平委員会）

委員長 倉橋洋子

委員 真島聖子

委員 村上雅則

（事務局）

総務部部长

深谷正浩

事務職員（総務部次長兼総務課課長）

小野田浩司

事務職員（総務課主幹）

森田悟史

事務職員（総務課副主幹）

林航平

事務職員（総務課主任主査）

鈴木寛之

事務職員（総務課主査）

一丸智詩

次第

1 委員長挨拶

2 議題

(1) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

(2) 職員団体登録事項の変更について

3 その他

(1) 令和5（2023）年度みよし市公平委員会事業計画について

(2) みよし市公平委員会委員及び令和5（2023）年度みよし市公平委員会事務局職員について

名 前	内 容
総務課長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和5年度第1回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>それでは、はじめに倉橋委員長から御挨拶をいただきたいと思います。</p>
倉橋委員長	<p>挨拶</p>
総務課長	<p>それでは、議題に入る前に本日出席しております事務局の職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>資料12ページをご覧ください。</p> <p>総務課主幹 森田、総務課副主幹 林、総務課主任主査 鈴木、私が、総務部次長兼総務課課長の小野田でございます。</p> <p>なお、総務部長の深谷につきましては、急遽、他の会議に出席することとなり、大変申し訳ありませんが欠席させていただきますので、よろしく申し上げます。その他の職員につきましては、12ページの名簿を御覧いただければと思います。これらの職員が今年度の事務局を担当いたしますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これより、議題に入っていきたいと思いますが、委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思います。それでは、委員長よろしく申し上げます。</p>
倉橋委員長	<p>出席者3名ですので、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、令和5年度第1回みよし市公平委員会会議を開催いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務職員より説明してください。</p>
林副主幹	<p>それでは、議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改</p>

正について」説明をさせていただきます。

資料1ページを御覧ください。今回のこの規則改正を議題とさせていただくのは、公平委員会規則で定めることとされる「管理職員等」の範囲について、令和5年度人事異動により、改正する必要性が生じたためです。

さて、この規則にあります「管理職員等」とは、資料2ページにあります、地方公務員法第52条第3項2行目のただし書に規定がありますが、管理職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他勤務条件又は職員団体との関係について、当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員等のことをいいます。

これらの職員の範囲は、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、公平委員会規則で定めることとされています。

これらを踏まえて、今回の改正内容につきましては、1ページにお戻りいただき、表をご覧ください。従来、本市では人事異動により不在となる又は新たに在籍となる職について、その都度規則の改正を行って参りましたが、今回より取り扱いを見直し、あらかじめ管理職及び該当となる監督職の範囲を指定し、不在又は新たに在籍となる職について、その都度規則の改正を行わないものとする取扱いとさせていただきます。

今回改正する部分については、そのような趣旨の内容となります。具体的には、下線を引いてあります、市長の事務部局の、秘書広報課の秘書担当の主任主査、財政課の財政担当の主任主査、会計課の副主幹を追加するものとなります。

また、同様に議会の事務局について、次長を追加し、教育委員会の事務局及びその所管に属する教育委員会に副参事を追加する改正となります。以上が今回の改正内容になります。

資料3ページが規則の改正に係る改正文で、資料4ページが改正に係る新旧対照表になります。

なお、この規則改正は、公布の日から施行することとなっておりますので、御承認いただければ、後ほど、委員長の署名をいただき、速やかに公布したいと思います。

	<p>以上で議題1の説明とさせていただきます。</p>
倉橋委員長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p>
真島委員	<p>なぜ追加になったのですか。</p>
林副主幹	<p>対象としては、該当部署の監督職である副主幹と主任主査となりますが、人事異動によりその職の職員がいない場合があります。その場合、上の職の者が兼務する等の対応をしますが、その場合はその都度規則の改正を行い、その職に職員がいない場合は削り、職員が新たにその職となった時には追加するという対応をし、随時改正を行っておりました。本規則については職を定めるのではなく、職の範囲を定めるものとされていますので、前年度にその職にいなかった役職を追加するという意味の改正を行うものです。</p>
真島委員	<p>どの職を指定するという決まりがあるのですか。</p>
林副主幹	<p>次のページをご覧くださいと、地方公務員法の抜粋がございます。第52条第3項にどういう職員が該当するのか記載されており、まず管理職が重要な決定を行うということで入っており、その他にこちらに記載の「職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒」等に係わるいわゆる我々で言うところ人事課の監督職、そして職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接する監督職と定められていますので、本市では人事担当、総務課の文書法規担当、財政担当、会計課の監督職をその職の範囲として取り扱っています。</p>
真島委員	<p>ありがとうございます。</p>
倉橋委員長	<p>今後は、追加した職を残して、人物がいなくてもその役職としては残すという解釈で、以前は変えていたと思うが、今後は変えないということですか。</p>

林副主幹	<p>そうです。組織の見直し等で名称が変わる場合等は別ですが、今の体系であるのであればそのまま、規則の改正は行わないということになります。</p>
倉橋委員長	<p>例えば、3年後に副参事の方がいなくて、役職はあってもその人物はいない場合もありえるということですね。</p>
林副主幹	<p>そういうことでございます。</p>
村上委員	<p>地方公務員法が今になって変わったわけではないと思うが、みよし市公平委員会ができて、10数年こうした現行のやり方を取ってきたわけだが、この時期にあえて改正案で網羅的に職員を明記するようにした意図をお聞きしたい。</p>
林副主幹	<p>事務局で検討させていただき、従来はその都度改正していましたが、毎回改正を行う意義を考えたところ、あらかじめ範囲さえ定めておけば毎回改正の手続きをしなくても済むという方向となりました。</p>
村上委員	<p>どなたかが発案されたということですか。あくまで範囲を定めると明記してあるので、網羅的にしておいて、その職にあたる方がいてもいなくてもこれでよいということで改めて提案があったということですか。</p>
林副主幹	<p>そういうことでございます。</p>
村上委員	<p>わかりました。</p>
小野田次長	<p>近隣市町の状況を調べましたところ、今回のように網羅的に規定しているところが多かったものですから、そうしたところも参考にさせていただき、今回こうして変えさせていただきました。</p>
村上委員	<p>というのは、従来から不自然に感じていました。毎年毎年その職務になる方がいる、いないで改正するのは、大変僭越ですが、些末なことだ</p>

	<p>と書いていました。それよりも網羅的に記載しておけば事が足りるのではないかと従前から感じていました。ただ慣例的にそういうものであるのかと思って推測して了承してきたのだが、そういう意味では合理的で理にかなった良い改正だなと感じました。</p>
深谷部長	ありがとうございます。
倉橋委員長	他に特に御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。
	議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、御異議ございませんか。
各委員	<異議なしの声>
倉橋委員長	御異議ないようですので、議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」は、承認されたものといたします。
	続きまして、議題2「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。
林副主幹	続きまして、議題2「職員団体登録事項の変更」につきまして、説明させていただきます。資料5ページを御覧ください。令和5年7月1日付けでみよし市職員労働組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員の改任に伴う職員団体役員改任届が資料7ページから9ページ目までのとおり公平委員会に提出されております。こちらにつきましては、例年組合から提出されているものになります。公平委員会では、既に登録を受けております職員団体からこのような届出が提出された場合に、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。

今回、変更の内容について委員の皆様を確認していただきたい点は、3点あります。資料6ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定があります。

1点目は、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点になります。

2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点になります。

3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。

まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料8ページの役員改任証明書によって確認していただくことができ、公示日は令和5年6月19日、投票日は令和5年6月28日、市役所3階食堂において投票が実施されました。なお、過去3年間、新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の同意を得て、書面決議により実施して行ってきましたが、今年度につきましては、直接投票を実施したとのことです。組合員総数348名に対して316名が出席し、投票方法は1人1票、直接、無記名となっております。

次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料9ページ目の投票結果にあります投票総数316名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることがわかります。

最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で人事課の方に問い合わせ、同一の地方公共団体の職員のみによって組織されていることを確認しました。

今回提出されました届出を委員の皆様を確認していただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料10ページ目にございます案のとおり、本日付けでみよし市職員労働組合に通知させていただきたいと思っております。以上、説明とさせていただきます。

倉橋委員長	ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。
倉橋委員長	提出された書類の日付ですが、本日届出ということですか。
林副主幹	届出があったのは7月1日ですが、承認の日付は本日ということになります。
倉橋委員長	<p>ほかに、御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。議題1「職員団体登録事項の変更について」、御異議ございませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
倉橋委員長	<p>御異議ないようですので、議題2の「職員団体登録事項の変更について」は、承認されたものといたします。</p> <p>これで、本日予定していた議題につきましては全て終了しました。それでは、その他について、事務局よりお願いいたします。</p>
林副主幹	<p>その他事項について説明をさせていただきます。</p> <p>資料の11ページをご覧ください。公平委員会の令和5年度の計画について、こちらに記載をさせていただきました。</p> <p>初めに令和5年6月の愛知県公平委員会連合会役員会及び総会につきましては、既に議決結果もお知らせさせていただいているところですが、新型コロナウイルスの影響により書面開催となり、原案のとおり可決されております。次に全国公平委員会連合会東海支部役員会、総会についても同様に書面開催となり、議決結果もお知らせのとおり原案通り可決されております。同事務研究会につきましては、5月の時点で開催なしとの連絡をいただいています。次に本日8月29日に令和5年度第1回みよし市公平委員会を開催しています。続いて、10月11日には愛知県公平委員会連合会事務研究会が豊橋市で行われる予定です。詳細が決まり次第、委員の皆さんへ連絡させていただきます。最後に、令和6年の2月から3月の間に、例年、教職員組合の役員の改任が行われる</p>

	<p>予定であり、案件がありましたら公平委員会を開催しますので、その際には事務局から委員の皆さんへ連絡させていただきます。</p> <p>続きまして、その他事項の2点目ですが、12ページをご覧ください。会の冒頭でもご紹介させていただきましたが、こちらに委員の皆さんのお名前と事務局の氏名を記載させていただきましたので、またご覧ください。その他事項については以上となります。</p>
倉橋委員長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p>
真島委員	<p>2月、3月にある公平委員会は教職員組合の役員の変更ですか。毎年ですか。</p>
鈴木主任主査	<p>基本的には毎年ですが、やらない時もあるようです。</p>
真島委員	<p>7月の市の職員組合と2月か3月の教職員組合の2つの団体の役員の改選があるということですか。</p>
鈴木主任主査	<p>そうです。</p>
倉橋委員長	<p>ほかに、御質問がなければ、これを持ちまして本日の公平委員会は閉会いたします。</p>
小野田次長	<p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名をお願いしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しいところありがとうございました。</p>